

家屋証明書のよくある質問

令和 8 年 9 月現在

	ご質問	回答
申請書について		
1	申請者（窓口に来られた方）の欄に押印は必要か。	押印は不要です。
2	申請者が外国人であるが、氏名はどのように記載したらよいか。	原則として、住民票に記載されている氏名のとおりに記載してください。 なお、住民票上がアルファベット表記のみであり、登記等においてカタカナ名や漢字名などの通称を使用したい場合は、アルファベット表記の氏名に加え、使用したい通称を括弧書きで併記してください。 (例) TARO YAMADA (ヤマダ タロウ)
処分書類について		
3	賃貸借契約書内の氏名が旧姓の場合、別途必要となる書類はあるか。	住民票に基づき、名（下の名前）により本人であることが確認できる場合は、追加書類の提出は不要です。
4	取得者 A が、B が賃貸契約している住居に居住している場合で、賃貸借契約書上に A の氏名が確認できないときは、別途書類は必要か。	住民票により、A と B が同一世帯であることが確認できる場合は、B 名義の賃貸借契約書の提出のみで足ります。 なお、住民票上で別世帯となっている場合は、B から A への上申書が必要となります。
5	賃貸借契約を更新しているが、更新契約を交わしていない。	原契約書の約款に自動更新の記載がある場合は、原契約書の提出のみで足ります。 自動更新の記載が確認できない場合は、居住証明書をご用意ください。
6	社宅に居住しており、賃貸借契約書の借主が会社名義の場合はどのようにすればよいか。	以下のいずれかを満たす場合、提出要件を満たすものとします。 ・賃貸借契約書の入居者欄において、取得者の氏名が確認できる場合 ・借主名義の会社名と完全に一致する社員証の写しを併せて提出した場合 ・社宅証明書（発行日から 3 か月以内のもの）を提出した場合
7	社宅入居証明書が会社にて発行できない。どのようにすればよいか。	社宅入居証明書を会社で発行できない場合は、代表印に代えて、取得者と同一の会社に所属する第三者の認印による証明でも可としています。その旨、取得者等へご相談ください。 (発行日から 3 か月以内のものが有効)

8	入居が遅れる理由が単身赴任の際の必要書類を知りたい。	個別の事情により異なるため、詳細は電話にてお問い合わせください。 なお、申請の際は「【参考様式2・3】申立書（単身赴任）」をご使用ください。
9	入居見込み確認書を提出した場合、処分書類の提出は必要か。	入居見込み確認書は申立書の代替書類であるため、処分書類の提出は別途必要です。
その他		
10	どこで取得できるか。	新築・中古いずれの場合も、川崎市役所まちづくり局建築管理課のみで対応しています。申請方法は窓口・郵送・オンラインの3通りです。お急ぎの場合は、窓口での申請をおすすめします。
11	申請書類の記載を誤ってしまった場合の修正方法について知りたい。	記載内容を訂正する場合は、訂正印または捨印による訂正をお願いいたします。 二重線のみの訂正や、かっこ書きによる訂正は受け付けできませんので、あらかじめご了承ください。
12	添付書類は、写真データを印刷したものでよいか。	申立書を除き、原則として原本をコピーした書類を提出してください。やむを得ない場合に限り、文字が鮮明に読み取れ、かつ必要事項が欠けていないものについては有効とします。
13	確認済証や検査確認証の提示は必要か。	確認済証や検査確認証の提示は不要です。
14	1日に10件を超える申請を行いたい場合、どのようにすればよいか。	申請件数に応じて発行日の目安をご案内のうえ、個別に調整いたしますので、事前に窓口または電話にてご相談ください。
15	住宅用家屋証明書を再発行したい。	原則、再発行は行っておりません。必要な場合は、改めてご申請をお願いいたします。なお、その際は申請書類一式および手数料が改めて必要となります。
16	確定申告の住宅ローン控除のために、住宅用家屋証明書が欲しい。	住宅用家屋証明書は、保存登記の際に取得されている場合がほとんどです。まずは、登記書類等と併せて保管されていないかご確認ください。 なお、再度申請される場合は、申請書類一式および手数料が改めて必要となります。

川崎市まちづくり局指導部建築管理課（川崎市役所本庁舎 18階）

受付時間：午前8時30分から午後5時

電話番号：044-200-3015